



山形県公報

平成19年8月14日(火)
第1866号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                        |
|----------------------------------|------------------------|
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (最上総合支庁福祉課) ...1141    |
| 同.....                           | (庄内総合支庁福祉課) ... 同      |
| 県営土地改良事業計画の変更.....               | (庄内総合支庁農村計画課) ...1142  |
| 道路の区域の変更.....                    | (村山総合支庁北村山建設総務課) ... 同 |
| 県道の供用の開始.....                    | ( 同 ) ...1143          |
| 道路の位置の指定.....                    | (置賜総合支庁建築課) ... 同      |

### 公 告

|                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課) ... 同 |
| 平成19年度クリーニング師試験の実施.....   | (保健業務課) ... 同       |
| 一般競争入札の公告.....            | (病院事業局) ...1144     |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第785号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日      |
|------------------------------------------|----------------------------------|------------------------|------------|
| 特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう<br>新庄市住吉町1051番地2号 | 居宅介護事業所「かざぐるま」<br>新庄市住吉町1051番地2号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成19. 8. 3 |

#### 山形県告示第786号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人光風会<br>酒田市宮野浦三丁目20番1号  | 光風学園グループホーム「ひかり」<br>酒田市新橋四丁目13番地の4 | 共 同 生 活 援 助 | 平成19. 5.28 |

|                                      |                                     |                                       |   |      |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|---|------|
| 太平ビルサービス株式会社<br>東京都新宿区西新宿六丁目22番1号    | タイヘイケアサービス<br>鶴岡市淀川町3番17-1号         | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護                | 同 | 7.6  |
| 株式会社ラブラドル<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6         | サポートセンターラブラドル<br>鶴岡市茅原字西茅原101番の6    | 生 活 介 護                               | 同 | 7.25 |
| 社会福祉法人庄内町社会福祉協議会<br>東田川郡庄内町余目字大塚1番地2 | 障害者多機能型施設ひまわり園<br>東田川郡庄内町余目字猿田36番地3 | 自 立 訓 練<br>就 労 移 行 支 援<br>就 労 継 続 支 援 | 同 | 7.31 |

山形県告示第787号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営水芭蕉の丘地区土地改良(広域営農団地農道整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(水芭蕉の丘地区広域営農団地農道整備)事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、庄内町役場
- 縦覧に供する期間  
平成19年 8月20日から同年 9月18日まで
- その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成19年 8月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年 8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 道路の種類 一般県道
- 路 線 名 樽石基点線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|----------------------------------------|------|------------------|------------|
| 村山市大字稲下字宿屋敷164番 8 から<br>同 字川前209番 3 まで | 旧    | 10.5メートル<br>15.0 | メートル<br>80 |
| 同 上                                    | 新    | 10.5メートル<br>25.0 | 同 上        |

## 山形県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成19年8月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成19年8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 樽石基点線
- 2 供用開始の区間 村山市大字稲下字宿屋敷164番8から  
同 字川前209番3まで
- 3 供用開始の期日 平成19年8月14日

## 山形県告示第790号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成19年8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有道置建第279号
- 2 指定の場所 南陽市長岡字東田中1950番の内
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長90.35メートル
- 4 指定年月日 平成19年8月6日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 柏倉家文化村
  - (2) 代表者の氏名  
柏倉 健一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東村山郡中山町大字岡8番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、柏倉家の保存活用を願う会員相互の協力により、柏倉家周辺をフィールドとし、不特定多数の市民・団体を対象に、歴史ある生活や文化を体験する場を提供し、その継承をもって、社会教育、まちづくり、文化の振興、環境保全、子どもの健全育成、伝統職の継承に寄与することを目的とする。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成19年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成19年8月14日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                            | 場 所                 |
|---------|--------------------------------|---------------------|
| 学 科 試 験 | 平成19年11月7日(水)<br>午前10時から11時30分 | 山形市十日町一丁目6番6号 村山保健所 |
| 実 技 試 験 | 同<br>午後0時30分から                 | 同                   |

## 2 受験手続

受験願書を平成19年9月25日(火)から10月5日(金)までの間に最寄の保健所に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号山形県健康福祉部保健薬務課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成19年10月5日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

## 3 その他

詳細については、各保健所又は山形県健康福祉部保健薬務課(電話023(630)2329)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、放射線治療システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年8月14日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院2階会議室
- (2) 日 時 平成19年9月25日(火) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 放射線治療システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成20年3月28日(金)
- (4) 納入場所 山形県立日本海病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成19年1月30日付け県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された制作仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院医事経営課用度係 電話番号0234(26)2001

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) 公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類及び本件入札物件に係る制作仕様書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を平成19年9月10日（月）午後5時までに契約事務を担当する部局等に提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Medical linear accelerator : 1

(2) Time-limit for tender : 1:30 P.M. September 25, 2007

(3) Contact point for the notice : Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501 Japan TEL 0234-26-2001

|            |            | 正   |    | 誤     |       |
|------------|------------|-----|----|-------|-------|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤     | 正     |
| 平成17. 3. 1 | 第1622号     | 173 | 26 | 大字今泉  | 大字今宿  |
| 同          | 同          | 同   | 27 | 大字今泉  | 大字今宿  |
| 平成19. 4. 6 | 第1830号     | 589 | 2  | 竜山川   | 龍山川   |
| 同          | 同          | 同   | 7  | 山形市城山 | 山形市白山 |

平成19年 8月14日印刷  
平成19年 8月14日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056